

空き家に関する支援制度一覧

市町村名: 館林市

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合 は利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
空き家利活用助成金	助成	空き家利活用助成金	<ul style="list-style-type: none"> ・館林市内に存する個人が所有する一戸建ての住宅(空き家)で、(1)~(5)のいずれにも該当するもの (1)申請時において、居住その他の使用がされていないこと。 (2)建築後、一度も居住その他の使用がされていない分譲等を目的とした建築物でないこと (3)賃貸借を目的として建築されたものでないこと (4)主として不動産業を営むものが所有するものではないこと (5)老朽化が著しいものではないこと ・建築基準法の規定に明らかに違反している建築物でないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・(1)~(5)のいずれにも該当するかた (1)次のいずれかに該当するかた <ul style="list-style-type: none"> ①助成対象空き家を購入したかた ②助成対象空き家を賃借したかた ③助成対象空き家を登録した者 (2)市税の滞納がないかた (3)館林市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等でないかた (4)過去に本助成金の交付を受けていないかた 	<ul style="list-style-type: none"> ①購入助成金 市内在住者:20万円 転入者は:40万円 ②賃借助成金 市内在住者:月単位の家賃の1/3(上限2万円、最長12か月) 転入者:月単位の家賃の1/2(上限4万円、最長12か月) ※転入者とは、申請時において1年以上本市に居住していない者 ③登録助成金 重点エリア:2万円 重点エリア外:1万円 	-	-	随時	-	企画課	0276-47-5103	https://www.city.tatebayashi.gunma.jp/sp008/li/060/010/index.html	
空き家利活用助成金	助成	家財道具等処分助成金	<ul style="list-style-type: none"> 次の全てに該当するもの ①特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)により指定された特定家庭用機器の引取運搬料金及びリサイクル料金 ②家財道具等の処分等を廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律137号)第7条第1項に規定する許可を受けた事業者(市内に事業所又は事務所を有する者に限る。)に委託する経費(家財道具等の処分に併せて敷地内の樹木のせん定伐採、草刈等を事業者(市内に事業所又は事務所を有する者に限る。)に委託する場合は、その費用も含む。) ③その他市長が必要と認める費用 	<ul style="list-style-type: none"> 次の全てに該当するかた ①次のいずれかに該当するかた ア助成対象空き家の所有者で、対象空き家を館林市空き家バンクに登録したかた イ館林市空き家バンクを利用して、対象空き家を購入又は賃借したかた ②市税の滞納がないかた ③館林市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等でないかた ④過去に同一種類の助成金の交付を受けていないかた 	<ul style="list-style-type: none"> 家財道具等の処分に要した費用又は委託費の10/10(重点エリア:上限10万円 重点エリア外:上限5万円) 	-	-	随時	-	企画課	0276-47-5103	https://www.city.tatebayashi.gunma.jp/sp008/li/060/010/index.html	
空き家除却助成金	助成	空き家除却助成金	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和56年5月31日以前に建築された一戸建ての専用住宅もしくは併用住宅(居住の用に供する部分の工事に要する費用の1/2)または長屋で、申請日において居住その他の使用が過去1年以上されていない住宅で、市が不良住宅か準不良住宅と判定されたもの ・空き家の全部を除却する工事 ・解体工事を施工することができる建設業法の許可、または建設リサイクル法の登録を受けた事業者で、市内に本社、本店もしくは営業の拠点となる事業者を有する法人または市内に事業を有する個人事業者による工事 ・公共事業の移転等の補償対象でないもの ・所有権以外の権利が設定されていないもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家の所有者等、その相続人またはそれらのかたから除却の同意を得たかた ・申請者とその世帯全員が市税を滞納していないかた ・過去に本助成金の交付を受けていないかた ・長屋の除却に係る同意をした該当長屋の区分所有者またはその相続人でないかた ・法人、暴力団員等でないかた 	<ul style="list-style-type: none"> ・不良住宅 交付対象工事に要する費用の1/2(上限60万円) ・準不良住宅 交付対象工事に要する費用の1/2(上限20万円) 	-	-	令和7年4月14日から	-	建築課	0276-47-5156	https://www.city.tatebayashi.gunma.jp/s069/kurashi/080/060/20200109041000.html	